

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、「2000年〇月〇〇日頃 請求者が来棟した警察官と会話した記録を含む管理票」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について、平成25年6月11日付けで行った開示をしない旨の決定は妥当である。

2 審査請求等の経緯

（1）処分の経緯

審査請求人は、埼玉県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し平成25年5月30日付けで、本件対象保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

これに対し実施機関は、条例第21条第2項の規定に基づき平成25年6月11日付けで本件対象保有個人情報について開示をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、実施機関の上級行政庁である埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、平成25年7月29日付けで改めて保有個人情報を特定し開示することを求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について平成25年8月21日、諮問庁から条例第41条の規定に基づく諮問を受けた。

イ 当審査会は、本件審査請求について平成25年8月21日、諮問庁から理由説明書の提出を受けた。

ウ 当審査会は、本件審査請求について平成25年10月10日、審査請求人から意見書の提出を受けた。

エ 当審査会は、本件審査請求について平成26年5月15日、諮問庁からの意見聴取を行った。

オ 当審査会は、本件審査請求について平成26年6月25日、審査請求人による口頭意見陳述の聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

(省略)

4 諮問庁の主張の要旨

本件対象保有個人情報である管理票は、埼玉県警察苦情・相談取扱規程（平成15年埼玉県警察本部訓令第49号）に規定された様式であって、警察への苦情の他、犯罪等による被害の未然防止に関する相談や県民の安全と平穏に関する相談又は公益通報に関する相談等があった場合に、相談等を担当した警察職員により、犯罪等による被害の未然防止を念頭に、当事者からの聴取によって把握した情報に適宜分析・検討を加え、簡潔且つ明瞭に作成されるものである。

実施機関は開示請求書の記載に従い、〇〇市大字〇〇〇地内を管轄する〇〇警察署が保有する管理票を検索したが、開示請求に係る保有個人情報を特定するには至らなかったことから、開示請求に係る保有個人情報は作成されていないと判断したものである。

なお、管理票は相談や通報等の申出に基づき、申出人の同意を得て個人情報を取得し作成するものであるから、警察官が出動した現場で交わした会話の全てが管理票として記録されるものではない。

また、氏名等個人識別情報を取得できなければ、当然、管理票には例えば〇〇（姓）以下不詳の当事者との会話に関する情報として作成されることとなるから、条例第15条第1項に定める保有個人情報として特定することは不可能である。

したがって、開示請求のあった保有個人情報については、作成されておらず、存在しないとの実施機関の判断に不自然、不合理な点は認められないから、原処分は妥当なものである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「20〇〇年〇月〇〇日頃 請求者が来棟した警察官と会話をした記録を含む管理票」である。

管理票は、埼玉県警察苦情・相談取扱規程に規定された様式であって、苦情、相談等があった場合に作成するものであり、一般に、苦情、相談等の申出人の情報として、内容の記録及び警察職員が事案を処理した経過の記録によって構成されている。

(2) 本件対象保有個人情報の有無の確認について

当審査会では、本件対象保有個人情報が不存在であることを理由とする本件処分の妥当性について、以下検討する。

諮問庁の説明によると、実施機関において、審査請求人本人を識別することができる個人情報が含まれる管理票について検索したものの、本件対象保有個人情報に該当すると認められる管理票は存在しなかったとのことであった。更に、念のため110番処理簿についても同様の検索を試みたが、審査請求人本人の保有個人情報であると特定できる記録は、存在しなかったとのことである。

また、当審査会が、審査請求人から事情を聴取したところ、本件対象保有個人情報は存在しなかったとする実施機関の主張を覆すほどの事実は認められなかった。

上記のとおり、当審査会は、本件対象保有個人情報の有無について、諮問庁及び審査請求人から事情を聴取し、事実確認に努めたが、本件対象保有個人情報が存在するという事実は確認できなかった。

したがって、本件対象保有個人情報が存在するという事実は確認できず、実施機関において本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明に特段の不自然、不合理な点は認められないから、本件処分は妥当なものであるとする諮問庁の主張は是認できる。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大森三起子、高佐智美、田村泰俊

審査会の経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|-------------|------------------|
| 平成25年 8月21日 | 諮問を受ける（諮問第110号） |
| 平成25年 8月21日 | 諮問庁から理由説明書を受理 |
| 平成25年10月10日 | 審査請求人から意見書を受理 |
| 平成26年 3月13日 | 審議 |
| 平成26年 5月15日 | 諮問庁からの意見聴取及び審議 |
| 平成26年 6月25日 | 審査請求人による意見陳述及び審議 |
| 平成26年 7月23日 | 審議 |
| 平成26年 9月 2日 | 答申 |